

【令和6年度 事業報告】

令和6年度は、兵庫県下において、はじめて2,000人を超える会員が活躍することになりました。これは、変化する社会的要請や期待に応え続けられている会員の皆さまへの評価の賜物であり、日々の適正な業務の遂行に敬意と感謝を申し上げます。

そして、令和6年度は、本会会則の目的規定として、次の通り令和3年施行の改正行政書士法を反映した国民目線の内容に改正がなされました。

(目的)

第2条 本会は、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資するために、会員の品位を保持し、業務の改善進歩を図るため会員の指導及び連絡を行い、併せて、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行なうことを目的とする。」

これにより、国民の権利利益の実現に関与する活動を名実ともに展開することができました。

品位保持の主な取り組みについて、行政書士の権利の擁護者としての意識の向上のため、日行連の一般倫理研修及び本会の会則倫理義務研修のそれぞれの受講の徹底を図り、大多数の会員が受講しましたが、100%に至っておらず、課題が残っています。

また、業務改善進歩の取り組みとして、広報月間の令和6年10月19日に市民公開講座「SDGsと防災～誰一人取り残さない～」と行政書士記念日企画令和7年2月22日権利擁護市民公開セミナー「社会におけるこどもの人権」を開催し、権利擁護への行政書士の関与を市民に向けて明らかにしました。

業務研修においては、デジタル・デバインドの是正に寄与できる資質向上のために、生成AI等の研修、また国際、建設等の各専門分野における電子申請に対応した研修を積極的に取り入れました。

権利擁護に関連する業務研究については、「ADVOCACY 2023～2024 調査・研究報告書」（業務部権利擁護専門部会）をはじめとして、各専門部会がホームページ（会員ページ）に掲載し、研究成果を開示しています。

また、令和6年度発足した規制改革等提言委員会においては、委員の皆さまの尽力により、20案件を超えるパブリックコメントや兵庫県への規制改革の提案を行いました。次期における県民等の利便や権利利益の実現に資する改善・改革の成果が期待されます。

そして、権利侵害となっている被災者支援の観点から総務部災害復興等支援小委員会を発足し、迅速かつ適切な組織活動により被災自治体や被災者を支援する事業や平時における基本的な災害対策活動の調査、研修等を目的とし、令和6年度は、「神戸防災のつどい2025」の出席参加や研修部と連携し「被災者の生活再建と専門家による被災者支援の必要性」と題したスタートアップ研修会を実施しました。

以上のとおり、令和6年度につきましては、国民の権利利益の実現に向けた改善と改革を行うとともに、取り組みを支える令和7年度スタートの常任理事制を中心とした運営体制の移行や財務の適正化の準備も併せて行いました。

これらにより、行政書士制度の信頼性の向上を図ることができ、これらの取り組みは、会員の皆さまのご協力とご理解になくして執行することはできず、厚くお礼申し上げます。

そして、前期総会議案書において、お示しした事業計画についての実施状況を次の通り報告します。

一、各部重点取り組みについて

1. 総務部

- ・会員の品位保持を強化

日行連一般倫理研修・本会倫理会則義務研修の受講促進を行った。

- ・デジタル化の活用や職場環境の整備及び事務局の充実

日行連会員管理システム導入に対応した。

職員評価の仕組みの定着を図った。

- ・災害対応への強化

総務部災害復興等支援小委員会を発足し、「神戸防災のつどい2025」出展参加し、研修会を実施した。

2. 財務部

- ・事業計画の立案と事業の進捗管理の強化

財務の適正化を中期について検討した。

- ・総務部と連携した日行連会員管理システム対応

検討レベルで、使用までには至らなかった。

3. 広報部

- ・国民への発信を強化

ラジオ放送とFM放送の活用の定着を図った。

- ・会員等のホームページの活用向上

兵庫会専用アプリ（PWA）導入した。

デジタルサイネージとの動画共有を図った。

- ・会報のデジタル化に取り組み

原則郵送を廃止した。

4. 企画部

- ・SDGs等を通じた社会課題関与の発信強化

SDGs関連セミナーを開催した。

SDGsパンフレットを更新した。

- ・権利擁護の関与発信の強化

権利擁護公開セミナーを開催した。

- ・デジタル化への市民対応

広報月間イベントを開催した。

- ・支部相談体制の整備

阪神南県民センター・淡路県民局開催を本会主催、支部連携として運営する。

5. 業務部

- ・デジタル化、環境、権利擁護、SDGs等に関する社会課題への調査・研究の強化

業務部専門部会において研究を促進している。

- ・行政等外部のステークホルダーとの対話環境の整備
適宜、業務部専門部会によるステークホルダー訪問が行われた。
- ・研究体制の整備・強化
専門部会の報告会の定例化と研究のホームページ（会員ページ）への掲載が進んでいる。

6. 研修部

- ・計画的開催の定着と地域格差の是正
オンライン研修の推進と定着を促進した。
次期の研修会の早期計画を行った。
- ・デジタル化に対応した研修に取り組み
専門分野における電子申請の研修を実施した。
生成 AI 等の研修を実施した。
- ・研修の品質向上
専門部会に対する研修提案アンケートを実施した。

7. 法規部

- ・機関設計等会則等変更に移行に伴う準備
関係する会則及び規則変更を行った。
- ・会費滞納者への対応を強化
提訴並びに強制執行の体制を維持することができた。

8. 支部関係

- ・会員の登録事務及び品位保持を連携
新入会員研修会及びその後の懇親会を開催した。
- ・本会事業の周知
支部長会において説明した。
- ・倫理及び業務に関する研修は、本会が実施し、支部はその動員に協力
支部長会にて説明し、動員等を依頼した。
- ・広報月間と記念日事業を連携
企画部において連携を図った。
記念日事業については、実施支部と広報等の支援を行った。
- ・支部運営費の見直し
各支部と協議を行った。
- ・無料相談会の役割の整理
企画部を通じて進めている。
- ・災害対策を連携します。
支部災害担当者を設置し、総務部と連携を図ることとした。
- ・暴力団等排除に取り組み
暴力団等排除対策委員会を中心に連携をとることとしている。
- ・本会会務等の人材の輩出への協力
人事案件について、推薦もしくは支部との情報共有を行うようにした。

二、十分に取り組むことができなかった主な事項について

1. 日行連一般倫理研修の全会員の受講を促進できなかった。
2. 財務の長期計画の検討にまで至らなかった。
3. 業務研修の参加人数及び支部格差の是正について安定的な取り組みができなかった。
4. 事務局長の採用ができなかった。
5. 情報の共有についての仕組化について、構築半ばであり、部長等にもばらつきがある。
6. 日行連管理システムに課題があり、本格導入にまで至らなかった。

三、社会的責任の取り組みについて

1. 本会の特性

行政書士法に基づく団体／10の支部を持った運営／2年改選の執行運営
兵庫県に事務所を置く行政書士の強制入会会員による構成／法人会員あり
公益性の高い団体／主に個人及び法人会員からの会費運営

2. 主なステークホルダー（利害関係人）

(外部的) ステークホルダー	
国民	県民、市民、町民、事業主、企業
行政等	兵庫県 その他 官公署（国、各市町…大規模災害支援協定締結先） 国会議員、県議員、市町議会議員
他団体等	こうべ環境フォーラム（KEMS）、日本政策金融公庫神戸支店、神戸学院大学、姫路獨協大学、兵庫県社会福祉士会、近畿災害対策まちづくり支援機構、神戸商工会議所、ひょうご人権ネットワーク会議、ひょうご住まいづくり協議会、ひょうご観光本部、ひょうご産業活性化センター（兵庫県事業承継ネットワーク）、司法支援センター（法テラス）、こうべすまいるネット、神戸市産業振興財団 神戸国際コミュニティセンター 外国人雇用 HYOGO サポートデスク（兵庫県経営者協会）、介護労働安定センター、大学コンソーシアムひょうご神戸、ワイズ、建設業情報管理センター、建設業振興基金、兵庫県自由業団体連絡協議会、神戸調停協会、関係職能団体、交誼団体、等
(内部的) ステークホルダー	
会員等	個人、法人、補助者
職員等	職員（各支部含む）、顧問弁護士、顧問公認会計士
日行連・支部等	日本行政書士会連合会、支部、日行連近畿地方協議会、日政連、兵政連 コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県行政書士事業団、さくら会

3. 運営方針について

令和6年度事業計画 取り組み方針において提案した。

4. 社会的責任の取り組み概要（ISO26000 は、社会から信頼を得るための手引き）

(1) 7つの原則があります。

原則	本会の主な取り組み
①説明責任を果たす。	会報、会議資料、各種会議（総会） ホームページ・メール活用 各種セミナーの開催
②透明性を確保する。	公表、情報開示、議決手続、収支報告 事業報告、記録書、ホームページの活用
③倫理的な行動をとる。	倫理綱領、会員指導、研修、会員処分 暴力団等排除
④ステークホルダーの利害を尊重する。	公開情報への配慮、 兵庫県自由業団体連絡協議会活動 デューデリジェンスの取り組み（会議等）
⑤法の支配を尊重する。	会員指導、研修、規則制定、処分 適正な会務運営
⑥国際行動規範を尊重する。	SDGs（持続的開発目標）環境、障がい者 関連条約、ダイバーシティ、ISO活用
⑦人権を尊重する。	職務上請求書適正使用 権利擁護、ハラスメント解消
(2) 7つの中核主題に取り組みます。	
主題	本会の主な取り組み
① 組織統治に取り組む	会則、組織改革 規則、要領化 ISO 等、 BCP策定、会費徴収
② 人権に取り組む	人権（コンプラ）研修・耳マーク・要約筆 記、ハラスメント方針、職務上請求書適正 使用、専門部会設置
③ 労働慣行に取り組む	就業規則等労働環境の整備改善 防犯カメラ設置、産業医制度導入 ハラスメントの解消、デジタル化 電話全通話録音 職員評価制度
④環境に取り組む	KEMS、クールビズ、専門部会設置 デジタル化（会議資料）
⑤公正な事業慣行に取り組む	適正な調達、研修企画、暴力団等排除
⑥消費者課題に取り組む	苦情対応、会員研修、紛議調停、ADR
⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展に取り組む	無料相談会、地域創生催事、市民相談会 法教育、広報月間、行政書士記念日

※主な取り組みについては、重複する場合があります。

重点取り組み等について以上のとおり報告しますとともに、総会承認をいただいた事業目的の達成に対し、各部、各委員会ならびに行政書士 ADR センター兵庫の執行状況及び成果等をご報告します。

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【総務部】

【目的】法令会則の順守並びに品位保持に係る諸指導、処分を行うことで、国民の信頼に応える。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等																																				
<p>1. 会員の品位保持及び業務改善等への指導</p> <p>(1) 行政書士倫理の浸透及び指導連絡の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・新入会員登録説明会等の実施・会報及びホームページ等による周知 <p>(2) 会員に対する諸指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・職務上請求書に関する適正な事務及び会員への指導の実施・所在不明者等の会員の処分に係る取り組み <p>(3) 表彰の促進</p> <p>(4) 会員への苦情等に対する適切な対応</p> <p>(5) 会員への福利厚生</p> <ul style="list-style-type: none">・会員慶弔慰の対応・会員交流の促進・弁護士による相談の実施	<p>【執行状況】</p> <p>1- (1) 法令順守の徹底と会員の品位保持等への指導監督</p> <ul style="list-style-type: none">・研修部主催の新入会員会則義務研修及び倫理会則義務研修において行政書士倫理講義 (DVD視聴を含む) を行った。・適切な新入会員説明会を実施した。説明会の開催：12回・会報において、「職務上請求書の記載」「登録事項の変更・登録抹消 (退会)」「補助者の設置・更新」「会員証の更新」等周知を行った。 <p>1- (2)</p> <ul style="list-style-type: none">・職務上請求書に関する記載確認と会員への指導を適宜行った。・職務上請求書に関する事務連絡について、適正に事務局内の事務に反映させた。使用済みの職務上請求書を確認することにより会員指導を実施した。・会費滞納者の処分の手続及び公表に関する要綱に沿って、適切に対応した。・日行連一般倫理研修 (DVD視聴方式) を計13回開催した。 <p>1- (3) 表彰</p> <ul style="list-style-type: none">・表彰規則に則り、総会時において表彰し記念品の贈呈を行った。・表彰の状況 <table><tbody><tr><td>総務大臣表彰</td><td>1名</td></tr><tr><td>日行連会長表彰</td><td>21名</td></tr><tr><td>兵庫県功労者表彰</td><td>0名</td></tr><tr><td>表彰規則第2条第1項第二号イ 受賞者</td><td>なし</td></tr><tr><td>表彰規則第2条第1項第二号ロ 受賞者</td><td>1名</td></tr><tr><td>表彰規則第2条第1項第二号ハ 受賞者</td><td>32名</td></tr><tr><td>表彰規則第2条第1項第二号ニ 受賞者</td><td>6名</td></tr><tr><td>表彰規則第2条第1項第三号 受賞者</td><td>19名</td></tr></tbody></table> <p>1- (4)</p> <table><tbody><tr><td>県への措置請求に関する調査依頼</td><td>0件</td></tr><tr><td>県からの措置請求に関する調査報告</td><td>0件</td></tr><tr><td>綱紀委員会への調査依頼</td><td>4件</td></tr><tr><td>弁明手続きの開始依頼</td><td>4件</td></tr><tr><td>紛議調停委員会</td><td>1件</td></tr><tr><td>会員への聞取り調査</td><td>3件</td></tr></tbody></table> <p>1- (5)</p> <ul style="list-style-type: none">・会員慶弔慰の対応 <table><tbody><tr><td>入院見舞</td><td>11件</td></tr><tr><td>慶弔</td><td>39件</td></tr><tr><td>慶祝</td><td>89件 (記念品を贈呈)</td></tr><tr><td>障害見舞</td><td>0件</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">・各支部に会員事業交流助成を行った。・令和6年度新入会員義務研修受講修了者のための交流会を実施した。・弁護士による相談会の実施 12回 <p>【目的に対する成果等】</p> <ul style="list-style-type: none">・新入会員会則義務研修及び倫理会則義務研修において行政書士倫理の講義を行い、自覚を促した。・新入会員説明会、新入会員会則義務研修及び倫理会則義務研修において職務上請求書に関する指導を行った。・各種表彰に関して、適正に行い品位を保持した。・綱紀委員会及び弁明担当委員会と連携し、非行会員の処分を行った。・日行連一般倫理研修未修了者に対して、通知文等により修了するよう指導した。	総務大臣表彰	1名	日行連会長表彰	21名	兵庫県功労者表彰	0名	表彰規則第2条第1項第二号イ 受賞者	なし	表彰規則第2条第1項第二号ロ 受賞者	1名	表彰規則第2条第1項第二号ハ 受賞者	32名	表彰規則第2条第1項第二号ニ 受賞者	6名	表彰規則第2条第1項第三号 受賞者	19名	県への措置請求に関する調査依頼	0件	県からの措置請求に関する調査報告	0件	綱紀委員会への調査依頼	4件	弁明手続きの開始依頼	4件	紛議調停委員会	1件	会員への聞取り調査	3件	入院見舞	11件	慶弔	39件	慶祝	89件 (記念品を贈呈)	障害見舞	0件
総務大臣表彰	1名																																				
日行連会長表彰	21名																																				
兵庫県功労者表彰	0名																																				
表彰規則第2条第1項第二号イ 受賞者	なし																																				
表彰規則第2条第1項第二号ロ 受賞者	1名																																				
表彰規則第2条第1項第二号ハ 受賞者	32名																																				
表彰規則第2条第1項第二号ニ 受賞者	6名																																				
表彰規則第2条第1項第三号 受賞者	19名																																				
県への措置請求に関する調査依頼	0件																																				
県からの措置請求に関する調査報告	0件																																				
綱紀委員会への調査依頼	4件																																				
弁明手続きの開始依頼	4件																																				
紛議調停委員会	1件																																				
会員への聞取り調査	3件																																				
入院見舞	11件																																				
慶弔	39件																																				
慶祝	89件 (記念品を贈呈)																																				
障害見舞	0件																																				

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【目的】日本行政書士会連合会が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を適正に行う。

2. 登録事務の実施

(1) 会員等への登録事務及び届出の適正な受付

(2) 会員の入会及び退会に関する事務の実施

(3) 会員名簿の管理

(4) 登録事務のデジタル化の推進

【執行状況】

2- (1)

登録審査会の開催 12回
個人 新規125件 抹消80件 転出7件 変更120件
補助者設置101件
法人 新規2件 抹消1件 変更33件

2- (2)

・令和7年2月及び3月に、入会に関する説明会を開催した。
その他の月は個別に入会説明を行うとともに、都度入退会する会員の書類を受付「日行連」へ進達した。

2- (3)

・入会及び退会に関して、会員名簿を適正に管理した。

2- (4)

・日行連の新会員管理システムの導入を開始した。

【目的に対する成果等】

・登録審査会を毎月実施し、各申請書類を点検後、日行連へ進達した。
・入会及び退会に関する事務を円滑に行うことができた。
・会員名簿の適切な管理を円滑に実施した。

【目的】適正かつ円滑な会務執行を実現することで、会員並びに当会に対する信頼性の維持と向上を図る。

3. 会務運営等の組織の統治

(1) 総会、理事会等の諸会議の円滑な開催

(2) 各部及び委員会や支部との情報共有の促進

・デジタル化の推進

(3) 支部運営に関する本会との在り方検討委員会で示された内容の円滑な実施

(4) 事務局の管理及び情報化等の機能強化

・サイボウズ(グループウェア)使用の継続推進

・ペーパーレスの促進

・職員の職場環境の整備改善

職員研修等の実施

P D C Aサイクルの定着化

(事業推進状況確認シート等の定着・IS09001等の活用)

健康づくりチャレンジ企業の活用

・こうべ環境フォーラムによるKEMSの継続認証

(5) 情報の公開、情報の公表及び個人情報の保護(特定個人情報の保護を含む)に関する適正な運用

(6) 日本行政書士会連合会(近畿地方協議会を含む)、他の単位会からの各種案内並びに調査等への対応及び協力

(7) 災害・感染症発生時など非常時における対策の強化

・大規模災害時における協力協定に基づく取り組み

【執行状況】

3- (1)

第66回定期総会の開催 1回
理事会の開催 7回
正副会長会開催 11回

3- (2)

部長会の開催 11回
支部長会の開催 3回

3- (3)

・オンライン会議システムを本会にて契約し全支部に提供した。(継続)

3- (4)

・会議等でのノートパソコンやタブレット(備品)の使用を促進し、部長会等に加え、理事会の会議資料のペーパーレス化を推進した。
・職員評価の仕組みの定着化を図り、職場環境の整備に継続的に行った。
・健康づくりチャレンジ企業を活用し、職員研修(カスタマーハラスメント)を実施した。
・IS09001メソッドに従い、事務局内の要綱をグループウェア内に集約し、要綱の整備・改訂等に努めた。
・KEMS(神戸環境マネジメント)を受審し、事務局内の電気やコピー用紙の使用料の削減による環境負荷の軽減に努めた。
・職員の長期勤続意欲の向上に繋げるため、中退共掛金を段階的に増額する退職金規程の改正を行った。

3- (5)

関係規則に沿って処理をした。

3- (6)

・調査協力の要請に対して適宜協力を行った。
・近畿地方協議会当番会の主催する会議に出席した。
・日行連や協力団体からの各種案内等は、グループウェアにて担当部へ提供し対応を依頼した。

3- (7)

・BCP(事業継続計画)マニュアルの改訂を行った。
・クリスタルタワー避難訓練へ参加した。
・支部防災担当者との会議を行い、支部との連携を図った。

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>・BCP(事業継続計画)の改訂及び継続的取り組み</p> <p>(8) 本会の組織体制構築の取り組み強化</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的責任(ISO26001)を活用した運営・特別委員会の設置・運営	<p>・新たに組織された災害復興等支援小委員会として、能登半島地震被災者のための専門家チームによる相談会や神戸防災のつどい2025に参加して、相談会及び相談員派遣等のノウハウの蓄積、相談員の育成、市民の防災意識向上への貢献、行政担当者との関係構築等を行った。また、研修部と共催して津久井弁護士による「被災者の生活再建と専門家による被災者支援の必要性」に関する研修会を開催して、今後の支援活動及び支援員登録の基礎となる伴走型支援・災害ケースマネジメントの重要性や士業連携等について学んだ。</p> <p>3-(8)</p> <ul style="list-style-type: none">・運営体制移行準備特別委員会の開催 5回 <p>【目的に対する成果等】</p> <ul style="list-style-type: none">・第66回定期総会の開催 総会と懇親会を別会場で行ったが、大きな混乱なく盛大に開催した。・理事会の開催 各議案に関して活発な意見が交わされ、適正な会務執行が実現された。・各部及び委員会との情報共有のため、各部業務推進状況確認シートの作成やグループウェアの活用を推進し、各部の年間事業活動の進捗を見える化することにより、持続可能な会務運営に繋がった。・職員の職場環境の整備改善 新規職員採用を積極的に行い、かつ、個別に新人研修を実施し、業務別要領の整備を行うなど事務員の定着と事務局運営の維持・改善に努めた。事務局長の採用に至らず、次期への課題となった。・情報共有の方法について(グループウェアの活用) グループウェアを活用することで、本会における職員・役員間の情報共有の活性化、業務の効率化、職員の事務や各部事業の推進状況についてその決定プロセス等の記録を残すことによる継続的な組織運営に寄与した。・災害復興等支援小委員会を創設して委員会を5回開催し、災害対応への強化に取り組むことで本会の信頼性向上を図った。
<p>【目的】 国家試験事務の公正かつ円滑な実施に協力することにより、行政書士制度に対する国民の期待と信頼に応える。</p>	
<p>4. 行政書士試験実施への事務協力</p>	<p>【執行状況】</p> <p>令和6年11月10日(日)に実施された行政書士試験について、県下2会場での試験実施に協力した。</p> <p>神戸学院大学 ポートアイランド第1キャンパス(受験者数:1494名)</p> <p>本部員・監督員 計103名(事務局3名含む)</p> <p>神戸学院大学 有瀬キャンパス(受験者数:472名)</p> <p>本部員・監督員 計38名(事務局3名含む)</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>行政書士試験実施に協力することで、行政書士制度に対する国民の期待と信頼に応えることができた。</p> <p>今後も受験者数の増加傾向により、収容人数に対応できる試験会場の選定・確保が求められる。</p>
<p>【目的】 他団体との連絡・調整を円滑にし、適切な交流を促進することで、本会事業の信頼性の向上及び行政書士制度に対する国民の期待と信頼に応える。</p>	
<p>5. 関係機関及び各団体への対応</p> <p>(1) 兵庫県、県下各市町、行政機関等への適切な対応</p> <p>(2) 各種関係団体等における連絡及び調整並びに連携</p> <p>公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター、兵庫県自由業団体協議会、兵庫県住宅再建共済(フェニックス共済)、近畿災害対</p>	<p>【執行状況】</p> <p>5-(1)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町振興課等からの求めに応じ、会員に関する情報提供や調査等を行った。 <p>5-(2)</p> <ul style="list-style-type: none">・日本行政士書士会連合会令和6年度定時総会に出席した。・近畿災害対策まちづくり支援機構幹事会(事務局委員会)及び総会に随時出席した。・兵庫県自由業団体協議会に出席した。

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

策まちづくり支援機構など	<ul style="list-style-type: none">・神戸調停協会に本会会議室等の使用を認めた。 <p>【目的に対する成果等】</p> <ul style="list-style-type: none">・兵庫県、県下各市町等行政機関等からの問合せ等については適切に対応した。・兵庫県自由業団体連絡協議会、兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）、近畿災害対策まちづくり支援機構、ひょうご人権ネットワーク会議など、本会が構成員となっている各種団体における活動に積極的に参画し、本会の信頼性の向上等に寄与した。・新たに神戸調停協会に本会会議室等の使用を認めることにより、裁判所内での本会及び行政書士制度の認知度の向上等に寄与した。
【目的】	
6. 他の部の所掌に属さない事項	なし

- ・能登半島地震被災者のための専門家チームによる相談会：主催：近畿災害対策まちづくり支援機構
令和6年6月22日・23日、7月28日、11月16日・17日
相談会及び相談員派遣等のノウハウの蓄積、相談員の育成などを目的として参加した。



- ・神戸防災のつどい2025への参加：令和7年1月19日 中央区文化センター多目的ホール（神戸市）
市民の防災意識向上への貢献、行政担当者との関係構築を目的とし、初めて神戸支部と共に参加した。



- ・研修会の実施（研修部と共催）：受講会員数 40名
令和7年2月20日「被災者の生活再建と専門家による被災者支援の必要性」講師：津久井弁護士
今後の支援活動及び支援員登録の基礎となる伴走型支援・災害ケースマネジメントの重要性や士業連携等について取組事例を交えてご講演頂いた。

・避難訓練等への参加

- 令和6年10月30日 2024 神戸クリスタルビル消防・防災訓練（事前訓練）
- 令和6年11月13日 2024 神戸クリスタルビル消防・防災訓練（総合訓練）
- 令和6年12月25日 令和6年度大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練
- 令和7年1月21日 被災者の生活再建と行政書士に期待される役割（阪神支部研修会）
- 令和7年3月12日 2024年度 第2回救急講習（AED 市民救命士講習）

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【財務部】

【目的】 予算を適正かつ確実に実行し、財務の健全化及びその改善並びに各事業の改善を促進する。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
1. 前年度期末決算監査・本年度中間決算監査の実施	【執行状況】 4月17日（水）前年度期末決算監査の実施 10月30日（水）本年度中間決算監査の実施 各部の事業の実施、書類の完備などの監査を行った。
2. 本年度の決算調整、次年度の適正な予算編成	内部留保の制限に基づく積立金の有無についての確認を行った。 令和6年度決算において、財務規則第57条（内部留保の制限）による特別会計繰替の適用はなかった。
3. 各部署の予算実行の月次管理の継続実施	各部の事業ごとの予算管理が可能となったため、細目に関する進捗を確認することが可能となった。担当事務局不在の期間に月次管理が速やかに行えなかったことが反省点である。
4. 事業の進捗管理の強化	支払いに関する決裁時に、担当事務局及び担当役員から勘定科目の指定を開始し、帳簿の正確性の向上と各事業の進捗の意識づけが可能となった。
5. 中長期事業計画の検討	持続可能な運営体制の構築（ガバナンスの維持・強化）として組織改革（本会機構・支部との関係）・本会と支部の会費一本化について検討を開始した。
6. 会費の適正額についての検討	現在の会費は平成17年から増額がされていない一方で、会員の増加とガバナンスや事業の取り組み等を強化してきた。物価の高騰という社会情勢も鑑み、より安定な財務状況について検討を重ね、会費の増額について提案を行った。
7. 支部運営費の適正額についての検討	会費の適正額とともに本会の安定的な財務状況の実現と、各支部の運営状況を踏まえて支部運営費の適正額について検討を行った。
8. 財務規則第57条（内部留保の制限）による特別会計繰替	6月28日 626,868円を災害対策積立金に繰替えた。 【目的に対する成果等】 各支出項目について、各部署連携のもと管理を行い事業の予算管理の改善につながった。 また、会費及び支部運営費の適正額についての議論を行い、財務の健全化の改善につながった。

【目的】 会費の円滑な徴収と滞納者に規則等に基づく措置を講ずることによって、会務の持続可能な運営の財政の健全化を図る。

1. 会費の円滑な徴収の実施	① 7月30日 R6年度上期未納者宛納入依頼通知書発送 該当者 94名
2. CSS未加入者への対応	② 7月30日 過年度滞納者宛 催告書発送 66名
3. 総務部及び法規部と連携した滞納者に対する督促等の強化	③ 2月27日 R6年度未納者への督促状発送 89名 ④ 11月5日 会員権利停止処分の該当者 16名 ⑤ 1月10日 法規部に対し会費滞納者に対する訴訟(7名)を依頼 ⑥ 11月5日 所在不明の該当者 2名
	ア. 問題点 平成27年度より、本会直取による会費納入制度が開始されたが、今年度も未収金及び5年を経過する雑損失の計上が発生している。 以下、会費部分のみ抜粋した。 令和2年度 未収金 3,996,000円 雑損失 1,872,000円

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

令和3年度	未収金	3,960,000円
	雑損失	1,218,000円
令和4年度	未収金	3,672,000円
	雑損失	1,248,000円
令和5年度	未収金	3,558,000円
	雑損失	1,182,000円
令和6年度	未収金	3,816,000円
	雑損失	1,044,000円

イ. 対策

財務部としては、当該年度は会費未納による納入のお願い、督促状の発送、法規部へ訴訟を依頼した。

【目的に対する成果等】

- ① グループウェアを活用し、滞納状況・所在不明の状況・訴訟の状況など、随時連携を行った。
- ② 滞納者に対し、規則等に基づき、令和6年度に訴訟による回収及び財務部からの督促を行った。その結果、以下のとおり入金があった。

滞納者 85名のうち、37名(滞納金完納)

H26～R5年度分 3,501,000円

H29年以前の損金分 814,579円(雑入金計上)

【目的】適正かつ効率的な経理処理及び帳簿類の作成方法を検討し、財務管理及び会計の透明性により、信頼性の向上を確保し、会務運営を行う。

1. 帳票類の適正な確認

部長会后あるいはリモートワークにより帳票類の確認を行った。適宜、各部の部長へ元帳を開示することで進捗管理を促した。

2. 事務局が行う経理事務の適正管理

支払いに関する決裁時に、各部が事業に関する勘定科目を指定することでより適切な帳簿作成が可能となる仕組みづくりを行った。

3. 貯蔵品・什器備品の適正な在庫管理

資産管理台帳について、10万円以上と10万円未満の管理方法につき、

- ① 10万円以下のパソコン等の機器については資産管理台帳記載。
- ② 備品貸出は簿冊を作成して貸出状況を明らかにして保管管理を行う。
- ③ 10万円以上の備品は総務部が管理し、10万円未満は各部で管理する。

4. 物品調達等の費用管理の強化

10万円以上の物品調達は、見積書を提示することとした。50万円以上の物品調達は、引き続き、相見積もりを行う申し合わせを行った。

5. 賃借物件(クリスタルタワービル)の適正管理

適切に行った。

【目的に対する成果等】

帳簿を作成するにあたり、各部協力のもと適正管理を行う仕組みを作成した。その結果、会計の透明性が向上し、計画的な会務運営ができた。

【広報部】

【目的】会員の品位保持、資質向上、業務のレベルアップを図るとともに、広報誌を通じて情報の共有を行う。

事業内容

執行状況および目的に対する成果等

1. 広報誌発行

(1) 広報誌「行政ひょうご」の充実

【執行状況】

(1) 毎月、編集会議・校正会議・再校正会議を開催し、編集と校正(校閲)、を

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>(2) 広報誌のお届け方法の検討 昨年度実施した広報誌に関するアンケートの結果を重視し、紙使用削減および原則郵送廃止等デジタル化推進の検討を進め、冊子での郵送を希望者のみの選択制へ移行する。</p>	<p>行い、会務・会議の報告など各種情報の提供を行った。 (2) 支部通信員の協力を得て、「私の魅せたい兵庫の風景」や「支部だより」を掲載した。 (3) 行政書士会の会報として、憲法・人権保障に十分な配慮をし、労働法、著作権法等の諸法令を遵守し、かつ、行政書士倫理を重視して、原稿について、内容や表現・表記の問題も含めて、編集と校正を行った。 (4) 執筆者の協力を得て、毎月約2,800部を印刷、会員及び関係官公署等へ配布した。 (5) 令和7年2月号から広報誌の原則郵送廃止を実施した。 ※令和6年10月からFAXでの郵送希望の受付を開始し、12月からは会員専用アプリを併用し行った。</p> <p>【目的に対する成果等】 会員に向けて早期の情報提供を行うことができた。会員間で幅広く情報の共有を行うことができた、また官公署に向けてPRができた。 広報誌の原則郵送廃止を実施できたことで、デジタル化の促進および紙使用削減、郵送料の削減を実現できた。</p>
--	---

【目的】 市民、企業、行政に対し、インターネットを活用して情報発信することにより、行政の円滑化に寄与するとともに、国民の利便に資する。
・会員に対し適切に情報を提供することにより、事務の円滑化と会員の利便に寄与する。

<p>2. ホームページを活用した行政書士広報活動に関する対応</p> <p>(1) ホームページ制作および管理・運営の強化 (2) 会員および国民への情報提供の強化 (3) 兵庫会専用アプリ(PWA)の運用開始</p>	<p>【執行状況】 (1) ホームページ運用における掲載要領を作成し、効率的な運用を実施している。 (2) 会員へのお知らせや研修案内、行政書士会が実施する行事等をホームページを利用し、手広く広報した。 (3) 近畿地方協議会HP担当者会議に3回出席し、有意義な意見交換ができた。他会のデジタル化の動きなど有益な情報を得ることができた。 (4) 適宜、ホームページの構成を修正し、重要度の高い情報が伝わりやすくなるよう努めている。 (5) アクセス解析を毎月実施しホームページ活用の分析に役立てている。 (6) 兵庫会専用アプリの運用を開始した。</p> <p>【目的に対する成果等】 ホームページを活用することで、迅速に情報を発信することができ、多くの幅広い有用な情報を会員へ提供できている。 兵庫会専用アプリの運用を開始し、プッシュ通信機能を用いて、広報誌の発行やお知らせ、研修の案内をより素早く便利に会員へ届けることができるようになった。課題点としては、兵庫会専用アプリ運用開始の周知および利用促進の広報が不十分であった。</p>
--	--

【目的】 市民、企業、行政に対し、行政書士制度や行政書士業務等を情報発信することにより、行政の円滑化に寄与し、国民の利便に資する。社会の変化に対応することにより、本会の運営に対する信頼性の向上を図る。

<p>3. 広報活動</p> <p>(1) PRパンフレットの充実 ・一般向け、行政機関及び各種団体向け (2) 新たな広報媒体等の活用強化 ・パブリシティの活用 ・デジタルサイネージ等の動画の活用 ・情報発信媒体の活用</p>	<p>【執行状況】 (1) 市民向けPRパンフレットについては、一部内容を更新し現状に合わせた内容へと修正した。各部、各支部において広報月間訪問その他事業に使用した。 (2) 広報月間ではデジタルサイネージを活用したPRを行った。 (3) 兵庫県庁内の広告スペースを利用し、ポスター掲載を行った。 (4) 年末年始、2月の行政書士記念日に合わせて神戸新聞にPR広告を掲載した。 (5) 行政書士記念日にあわせ、FM局Kiss FM KOBE・AM局ラジオ関西に出演し取扱業務の紹介や記念イベントの告知を行った。期間中Kiss FM KOBEとラジオ関西で10秒スポットCMを放送した。</p> <p>【目的に対する成果等】 県庁等の、行政書士業務の関連がある場所で、広告を行うことで効果的な</p>
--	---

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

PRができた。
ラジオ放送や新聞広告では、幅広い年齢層や広範囲のエリアにPRすることができた。課題点としてはデジタルサイネージの掲載場所の検討を十分に行うことができなかった。

【企画部】

【目的】 行政書士として行う権利擁護活動の在り方を内外に示し、行政書士が権利擁護の主体である事を周知させることで、行政書士の信頼の向上を図る。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
1. 権利擁護に関する取り組み (1) 既存パンフレット、シール等のグッズ配布による周知 (2) 権利擁護関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (3) 発信ツール等の製作 (4) 住宅セーフティネット制度に関する情報発信 (5) 権利擁護関連セミナー等の催事を通じた発信	【執行状況】 (1) 権利擁護セミナー等の催事を通じた発信 ①行政書士記念日セミナーの実施 日時：令和7年2月22日 場所：クリスタルホール 神戸クリスタルタワー3階 後援：兵庫県、神戸市、(公財)兵庫県人権啓発協会 内容：「令和6年度行政書士記念日権利擁護市民公開セミナー 社会におけるこどもの人権 映画上映「あなたのいる庭」—社会におけるこどもの人権— 映画の解説 (公財)兵庫県人権啓発協会 助野慎一郎氏 パネルディスカッション—こどもが安心して暮らせる社会の実現を目指して— ・兵庫こども食堂ネットワーク副代表 小谷公仁子氏 ・(社)兵庫県児童養護連絡協議会 福岡昇氏 ・啓発ビデオ「あなたのいる庭」御子柴直子役 ふせえり氏 ・業務部 権利擁護専門部会 委員長 高村麻実氏 参加人数：会場52名、Web27名 【目的に対する成果等】 市民公開セミナーの告知・開催を通じて権利擁護についての取組を示すことができ、行政書士の信頼の向上を図ることができた。 今回はこどもの人権をテーマにセミナーを通じて、現代社会の現状を知ることが出来、会員や市民に提供できた。昨年に引き続き兵庫県人権啓発協会の協力を得、事業を開催出来たことで来年以降の権利擁護の取り組みにプラスになるものを得ることができた。 課題としては、セミナー開催時の集客や、住宅セーフティネット制度に関する情報発信について不十分であったことが挙げられる。

【目的】 SDGsと行政書士の関与を明らかにし、国民に対してあらゆる社会課題の解決に行政書士が関与していることの理解を促進するとともに、行政書士業務の改善につなげる。

2. SDGsに関する取り組み (1) 既存パンフレット、シール等のグッズ配布による周知 (2) SDGs発信ツール等の製作 (3) SDGs関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (4) 国際展示会の出展による発信及び情報収集 (5) SDGs関連セミナー等の催事を通じた発信 (6) 兵庫県事業承継・引継ぎネットワーク協議会への参画 (7) 金融機関との連携	【執行状況】 (1) SDGs発信ツール等の制作 パンフレットのリニューアルを行い、エコバック、オリジナル巾着を制作し、イベントで配布を行い周知した。 (2) SDGs関連セミナー等の催事を通じた発信 ①行政書士制度広報月間「市民公開セミナー」SDGsと防災 ～誰一人取り残さない～ 日時：2024年10月19日(土)14:00～16:00 会場：クリスタルホール 内容：兵庫県行政書士会のSDGsへの取り組み 宇田元氏 ・日本で暮らす外国人の災害への備えについて ダニエル・カール氏
---	--

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>(8) 日行連の法教育推進方針会議への参画</p> <p>(9) 兵庫県内の大学との学術交流法教育授業</p> <p>(10) 兵庫県内の高校からの個別要請に応える出張授業</p> <p>(11) 子供の見守りに関するのこども110番の登録推進</p>	<p>・兵庫県行政書士会の災害への取り組み 森田幸生氏</p> <p>参加人数：会場 46名、Web23名</p> <p>(3) 国際展示会の出展による発信及び情報収集</p> <p>①国際フロンティア産業メッセ</p> <p>日時：令和6年9月5日(木)、9月6日(金)</p> <p>場所：神戸国際展示場1・2号館(神戸ポートアイランド内)</p> <p>内容：出店規模 441社・団体/528小間、来場者数 13,600人</p> <p>参加者：大口会長、本田副会長、企画部、神戸支部2名</p> <p>プレゼンテーション：5日(木)</p> <p>(一社) 大学コンソーシアムひょうご神戸との合同セミナー</p> <p>プレゼンター 宮本健吾氏</p> <p>アンケート集計数 692件</p> <p>(4) SDGs 関連セミナー等の催事を通じた発信</p> <p>①ひょうご産業SDGs推進宣言事業 登録</p> <p>②ひょうご産業SDGs認証企業 認証取得</p> <p>「ひょうごSDGs Hub」及び「関西SDGsプラットフォーム」への加入継続</p> <p>(5) 兵庫県事業承継・引継ぎネットワーク協議会への参画</p> <p>①令和5年度第1回兵庫県事業承継ネットワーク連絡会議</p> <p>日時：令和5年6月28日</p> <p>(6) 金融機関との連携</p> <p>西兵庫信用金庫との連携準備</p> <p>(7) 法教育の推進</p> <p>①兵庫県内の大学との学術交流法教育授業</p> <p>・神戸学院大学：前期授業 計11回</p> <p>・姫路独協大学：前期授業 計3回</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」への登録等を通じて、SDGsと行政書士の関与を示すことができ、あらゆる社会課題の解決に行政書士が関与していることの理解の促進を図ることができた。</p> <p>発信ツールとしてエコバックが定着し、国際フロンティア産業メッセの会場では、大変好評であった。配布チラシなどからも行政書士とSDGsとの関係を周知することができ、業務の改善に繋がった。</p> <p>課題としては、関連会議等からの情報取得から情報発信へのスキームの構築が必要と思われる。</p>
---	---

【目的】 行政手続きのデジタル化の動向や利便性等の発信を通じて、行政書士が行政手続き等の円滑な実施に寄与しており、ひいては国民の生活向上に資することをめざす。

<p>3. デジタル化の推進に関する取り組み</p> <p>(1) 地方公共団体その他団体との協力関係の構築・継続</p> <p>(2) ICT 関連会議、セミナー等の参加及び報告等による発信</p> <p>(3) 発信ツール等の製作</p>	<p>【執行状況】</p> <p>(1) ICT関連セミナー等の催事を通じた発信</p> <p>①令和6年度広報月間「法の日」イベント</p> <p>日時：令和6年10月1日(火) 12:00～16:00</p> <p>場所：デュオ神戸「採光ドーム」</p> <p>内容：過去のICT事業動画の配信</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>今年度は新たなデジタル化の動向や利便性の発信をすることができな</p>
---	---

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(4) 各種 ICT 関連情報の発信 (5) ICT 関連セミナー等の催事を通じた発信	ったが、法の日イベントを通じて、過去のと取り組みをまとめ、一般市民に周知することで、改めて認識する機会をつくることができました。
--	--

【目的】 外国人の就労及び生活に関する支援を通じて、グローバル化の促進、外国人の権利擁護を図る。

4. 外国人支援関連の取り組み (1) 兵庫県外国人材受入支援センターの運営 (2) ウクライナ避難民等支援相談窓口運営 (3) 大学内留学生向け相談窓口及びセミナー事業 (4) 外国人支援関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (5) 発信ツール等の製作	【執行状況】 (1) 兵庫県外国人材受入支援センターの運営 ①KICC・尼崎市役所相談事業説明会 日時:2024年6月14日(土)14:00～16:00 会場:本会研修室 対象:7月から翌3月相談事業対応予定者 ②KICC・尼崎市役所相談事業 ・KICC 4/3(1件),4/17(1件),5/1(1件),5/15(1件),6/5(2件),6/19(0件),7/3(1件),7/17(3件),8/7(1件),8/21(3件),9/4(0件),9/18(2件),10/2(1件),10/16(0件),11/6(0件),11/20(1件),12/4(1件),12/18(0件),1/15(1件),2/5(1件),2/19(1件),3/5(0件),3/19(1件)の23回(計23件) ・尼崎市役所 4/3(0件),5/1(0件),6/5(1件),7/3(0件),8/7(0件),9/4(0件),10/2(0件),11/6(1件),12/4(1件),2/5(1件),3/5(1件)の11回(計5件) (2) 大学内留学生向け相談窓口及びセミナー事業 ①神戸学院大学相談会 12/2(2件),12/16(4件),1/6(3件),1/20(4件),2/3(2件),2/17(1件)6回(計16件)(各2名) ②大学コンソーシアムからの無料相談 (11/19,11/22,11/25) ③外国人材受入支援センターの運営、サポーター登録申請 【目的に対する成果等】 神戸・阪神地区において定期的な無料相談会を通じて、グローバル化の促進や外国人の権利擁護を図る上での一助とすることができた。
--	---

【目的】 相談会を通じて、国民に対する社会貢献をするとともに行政書士の信頼性のさらなる向上を図る。

5. 社会貢献活動に関する取り組み (1) 本会による相談会の運営 (2) 法の日無料相談会 (3) 広報月間支部無料相談会支援 (4) 一般の方からの本会への業務紹介体制 (5) 兵庫行政評価事務所との連携による相談会 (6) 兵庫県自由業団体連絡協議会との連携による相談会 (7) コロナ関連相談窓口運営 (8) 支部の要請を受けた各市町イベント等の参画 (9) 兵庫県下支部相談会運営の見直し	【執行状況】 (1) 本会による相談会の運営 ①令和6年度広報月間「法の日」イベント 日時:令和6年10月1日(火)12:00～16:00 場所:デュオ神戸「採光ドーム」 内容:役員2名、企画部、土地2名、コスモス1名、ADR2名合計15名 無料相談会、ADRミニセミナー、ICT動画PR、市民対象クイズ事業、ユキマサくん着ぐるみ使用によるPR活動 相談内容:遺言、相続、法人設立、契約など 件数:11件 (2) 広報月間支部無料相談会支援 ①県民センター・県民局を直接訪問し、行政書士の業務や制度の周知 ②支部を通じ、各地官公署にポスターやチラシなどの配布を行った
--	---

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

③法の日各支部無料相談会の実施

(3) 兵庫県自由業団体連絡協議会との連携による相談会

①お悩みパーフェクト相談会 2024

日時：令和6年9月23日(月・祝) 12:30～16:00

場所：神戸市立中央区文化センター11階全面、10階

主催：兵庫県自由業団体連絡協議会

(本年度は兵庫県土地家屋調査士が幹事)

内容：31件の相談

(4) 兵庫行政評価事務所との連携による相談会

①姫路なんでも行政相談所

日時：令和6年9月30日(月・祝)

場所：アクリエ姫路

主催：兵庫行政評価事務所

内容：4件の相談

②評価事務所との意見交換会

日時：令和6年10月25日(金) 13:30～14:30

場所：兵庫県行政評価事務局

(5) 支部の要請を受けた各市町イベント等の参画

・三田マダン(6/2)

・ソーシャルワーカーデー2024 in ひょうご(7/27)

・第27回 Friendship Day in SANDA「外国人無料相会」11/23)

相談員派遣

【目的に対する成果等】

相談会やセミナーの開催、各支部の実施する無料相談会を通じ、行政書士の制度や幅広い業務分野についてPRすることにより、国民に対する社会貢献を図り、行政書士の信頼性の向上が図れた。

【業務部】

【主な役割】行政書士業務に係る専門分野の調査研究及び提言等を行う機能を保持し、社会における会員の質の高い業務の提供に繋げるとともに外部機関との信頼関係を構築・維持するための活動を行う。

【目的】専門部会を中心とする行政書士業務の調査研究を推進することにより、会員全体の専門性向上を図り、国民が安心信頼して業務を委任できる環境に寄与するとともに複雑化する行政運営において法の趣旨に即した適正な行政手続きをサポートすることよりの国民の権利利益の実現に資する。

1 行政書士業務に関する調査・研究体制の整備・強化

既存確立業務の維持強化を基本に下記重点項目・社会の動向を意識したうえで調査委研究テーマの選定をする。

- ・環境・カーボンニュートラル・SDGs
- ・相続土地国家帰属法・マンション管理計画認定制度
- ・事業承継・BCP・HACCP
- ・権利擁護・デジタル化対応

(1) 専門部会による調査・研究活動の実施

①公表・活用を視野に入れた各専門分野の調査・研究の支援

②委員長合同会議の実施等必要となる体制の整備

【執行状況】

(1) 専門部会による調査・研究活動の実施

第1回専門部会委員長合同会議

日時：7月5日 14:00～16:00

場所：本会研修室

議題：専門分野関連法令と担当部局・活動状況の共有等

第2回専門部会委員長合同会議

日時：1月17日 14:00～16:00

場所：本会研修室

議題：近畿地方担当者会議の利用、報告会実施等

・専門部会調査研究報告会の実施

・HPにおける専門部会フォルダへの保存公表の実施

・業務部所有書籍の整理とリスト作成

・専門部会においては調査研究活動を盛んに行っていた。

内容についてはHP内専門部会フォルダに適時保存し、3月には

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>③報告会等調査・研究の発信機会の創出 (2) 会員による調査研究活動・活用等の検討 ①専門部会調査研究活動の公表方法の検討 ②会員からの業務関連情報の伝達、提言手続き等明確化の検討</p>	<p>報告会も実施 (2) 専門部会以外の調査・研究活動の実施 ・業務アンケートの実施と公表 実施期間：10月1日～10月30日 【目的に対する成果等】 会員への周知が十分でなかった。会員においてもより一層専門部会の活動に関心を持っていただき、調査研究活動への参画の仕組み作りが必要。他単位会への資料提供や情報交換等を行い、専門性向上につなげたい。</p>
<p>【目的】行政書士の専門性を活かした提言や行政機関等との連携を進めることにより、外部機関との信頼関係を構築し、適正な行政手続きの一助となり国民の権利利益の実現に資する。</p>	
<p>2 官公署等の外部機関との連携推進 (1) 専門部会の活動及び研究成果について、行政機関等への周知や訪問活動を検討 (2) 官公署等との意見交換の申入れ、問い合わせ・相談の対応等対話環境整備の模索</p>	<p>【執行状況】 (1) 各専門部会による関連部署への訪問調査等の実施 (2) 官公署等との意見交換の実施 兵庫県企画部デジタル改革課意見聴取依頼による訪問 日時：11月7日 出入国在留管理局訪問（申請取次行政書士管理委員会主催） 日時：1月23日 運輸局年度末繁忙期におけるポスター掲示依頼における、各支部への協力依頼 【目的に対する成果等】 情報交換により本会の活動を周知できたと同時に各担当部署の状況把握ができた。外部機関との信頼関係を構築できたと思われる。今後、取捨選択し継続的訪問等検討したい。</p>
<p>【目的】関連組織と連携し単位会としての責務を果たすとともにより良い会務の運営に寄与する。関連組織と連携した業務部事業を推進する。</p>	
<p>3 日行連、近協との連携 (1) 日行連、近協等関係者会議への出席および意見提出、業務部署間のアンケートの取りまとめ等</p>	<p>【執行状況】 (1) 日行連、近協等の担当者会議への出席及び意見提出 近協担当者会議の出席 ・8月22日「知的資産担当者会議」大橋副委員長 ・10月3日「知的資産担当者会議」大橋副委員長、打樋委員 ・11月2日「運輸交通担当者会議」井筒委員長、山田委員長 ・12月4日「知的資産担当者会議」大橋副委員長、打樋委員 ・12月19日「建設担当者会議」光森委員長、柴原委員 ・2月18日「保険風営担当者会議」小川副委員長、東田委員 立石部員 ・2月19日「知的資産担当者会議」打樋委員 ・3月18日「知的資産経営 WEEK2024」大橋副委員長、打樋委員 日行連対応 日行連からのアンケートへの回答 【目的に対する成果等】 概ね本会としての責務は果たせたと思われる。</p>
<p>【目的】官公署等からの業務を受託することにより、国民からの信頼の向上に繋げるとともに会員の意識の向上に資する。</p>	
<p>4 官公署、公益団体からの業務受託等の取り組み (1) 介護労働安定センターと処遇改善加算等取得支援コンサルタント業務の維持と整備 (2) 労働者協同組合法に基づく相談窓口業務の能力担保を含む人員確保等維持と整備 (3) 運輸局相談窓口等 (4) その他官公署等の対応と検討</p>	<p>【執行状況】 (1) 介護労働安定センターからの業務受託の実施 5月13日(公財)介護労働安定センター打合せ 8月27日処遇改善webセミナー開催 対応件数 3件 (2) 労働者協同組合法相談窓口の開設 相談件数 3件 (3) 陸運局からの協力要請の対応 封印管理委員会の協力を経て姫路と神戸で窓口業務受託を実施 3月13日陸運相談窓口説明・研修会開催</p>

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

3月21日～3月31日 神戸陸運局

3月24日～3月31日 姫路登録事務所

【目的に対する成果等】

官公署等からの協力要望には対応することができた。繁忙期における業務に精通した会員の協力体制の構築が課題。

【目的】業務部としての使命と役割を果たす。

5. 業務関係事項対応

【執行状況】

業務関連法改正等につきHP、お知らせメールにおいて周知を行った。

【専門部会】

※各専門部会の成果報告はHPに掲載

専門部会	調査・研究テーマ
建設専門部会	電子申請の状況における本人確認、委任状等の課題 経営業務の管理責任者における論点
国際専門部会	相談対応手引きの作成等
営業許可専門部会	風俗営業等における地域独自の場所的規制に関する調査・研究
環境・リサイクル専門部会	業種別による環境関連法の調査・研究 エコアクション21による企業支援
企業経営専門部会	ISO9001の認証取得、オンライン申請の現状と今後 知的資産経営、産業財産権における業際問題
運輸専門部会	ドローン業務の法規制について
特定行政書士専門部会	行政指導・法規命令等行政判断における裁量基準の検討
農業・土地専門部会	農業と障がい福祉の連携における行政書士の役割、市町取り組みの実態 (福祉医療と共同)
福祉医療専門部会	農業と障がい福祉の連携における行政書士の役割、市町取り組みの実態 (農業・土地と共同)
相続・契約専門部会	行政書士の遺言執行実務、高齢者等終身サポート、事業者ガイドライン
権利擁護専門部会	兵庫県下における行政書士の権利擁護への関与

【研修部】

【目的】行政書士法に基づく研修の機会を設けることにより会員の品位保持及び業務改善進歩を図り、国民からの信頼を得る。
基礎知識から専門知識まで幅広く研修しさまざまな業務に対応できる能力の育成を図る。
社会的要請の高い業務の研修会を実施し国民の利便に資しもって国民の権利利益の実現に資することができるよう会員のさらなる能力向上を図る。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
1 研修会の開催 (1) 新入会員会則義務研修会の実施	【執行状況】 ■日 時：令和6年9月6日（金）10:00～17:00 ■場 所：クリスタルホール ■内 容：①行政書士の役割と位置づけ ②倫理観と人権意識について ③職務上請求書の適正使用について ④業際問題について ⑤兵庫会の各専門部会及び委員会等の紹介 ⑥日本行政書士政治連盟について

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

⑦修了証書授与

■参加人数

神戸支部 35名 阪神支部 33名 摂丹支部 3名 明石支部 8名
加古川支部 3名 東播支部 6名 姫路支部 9名 西播支部 3名
但馬支部 2名 淡路支部 2名 合計 104名

(2) 倫理会則義務研修会の実施

■日 時：令和6年9月19日(木) 13:30～16:00

■場 所：本会研修室

■内 容：①行政書士の役割と位置づけ

②倫理観と人権意識について

③職務上請求書の適正使用について

■会場参加人数：15名 (VOD視聴人数)：446名 3月31日時点

※中央研修所のVODにチャプターを施し視聴

(3) 新入会員基礎研修会の実施

下記(4)業務研修会にて実施した。

具体的には、令和7年3月24日に実施。

詳細は、業務研修会の実施をご参照ください。

(4) 業務研修会の実施

実施した研修内容は以下のとおりです。

- ・薬機法研修会1 ・LGBTQ研修会 ・ChatGPT研修会
- ・産業廃棄物関係研修会 ・入管動向・事例紹介・法改正研修会
- ・建設業許可電子申請研修会 ・エコアクション21研修会
- ・経審・建設業許可研修会 ・相続業務基礎研修会
- ・薬機法研修会2 ・建設発生日研修会
- ・遺言・任意後見研修会 ・後見業務、財産管理研修会
- ・事業承継研修会 ・建設業許可申請の実務研修会
- ・お墓と法律・ビジネスマナー研修会 ・生成AIとの共存研修会
- ・障害者福祉サービス研修会 ・処遇改善加算関係研修会
- ・入管オンライン申請研修会 ・相続土地国庫帰属制度研修会
- ・フリーランス法研修会 ・被災者支援研修会
- ・自動車登録研修会 ・マンション管理計画認定研修会

(研修参加者人数と総合計及び分野毎、支部毎の参加人数については、後述の表をご参照ください。)

(5) 特定行政書士法定研修会及び考査の実施

令和6年10月22日(日)、考査を実施、29名が受験、欠席者1名であった。

(6) 相談員研修会の実施

■日 時：令和6年9月30日(月) 13:30～16:00

■場 所：本会研修室

■内 容：①特殊詐欺講習

②相談員の心得

③行政書士法と業際問題等

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(7) 司法研修会の実施

- 参加人数：45名（会場17名 オンライン28名）
- 日 程：令和6年4月10日～7月24日（前期15回）
令和6年9月25日～令和7年1月15日（後期15回）
- 場 所：神戸学院大学大学院
- 内 容：商法特殊講義Ⅳ（前期）
経済法特殊講義（後期）
- 主 催：神戸学院大学
- 対 象：兵庫県行政書士会が推薦する行政書士
- 参加人数：8名

(8) 測量研修会の実施

- 日 程：令和7年3月1日（土）10:00～16:00、
令和7年3月8日（土）10:00～16:00
- 場 所：明石公園
- 内 容：①測量とは ②TS据え付け ③TSによる観測
④観測データの解析・座標計算
⑤観測データによる作図 ⑥官民有地境界協定書作成
⑦復元測量
- 参加人数：8名

【目的に対する成果等】

各義務研修により会員の品位保持及び業務改善を、建設業、自動車、相続、遺言、後見等から薬機法、事業承継、司法研修等、基礎から専門までの研修で会員の能力育成が図れた。
LGBTQ、chatGPT、生成AI、特殊詐欺、相続土地国庫帰属制度、被災者支援、マンション管理計画認定制度等の社会的要請の高い研修により国民の権利利益の実現に資する能力の向上を図った。

【目的】 研修方針、社会要請並びに課題の対応及び地域間格差の是正などの課題を一元的に検討する。

各部との連携で得られた情報及び研修会の際のアンケートを基に研修の改善や企画・立案に活用し、研修会の品質向上を図る。

2 研修会計画の企画・立案

- (1) 研修内容・講師などの研修計画作成
- (2) 実施した研修の改善点の確認及び分析
- (3) 総務部・業務部等の各部との連携
- (4) オンライン配信（ハイブリッド型）等の実施体制の整備及び検討

【執行状況】

業務に関する基礎研修、習熟研修や職務倫理、社会的要請のある研修を中心に研修計画を策定した。

研修会実施後は会員からの声等やオンライン機材のトラブル等の情報で共有し改善に活用した。

新入会員義務研修、倫理会則義務研修、相談員研修の実施に係る日程や場所の調整を総務部と行い、研修の起案にあたり、業務部を通して各専門部会にアンケートを実施した。

また、本会主催の相談会に関する相談員研修実施のため企画部と日程調整等を行った。

研修の参加機会の地域間格差の是正のため継続してハイブリッド型の研修を実施。

今期は研修の機会均等をさらに図るべく、但馬、淡路で合同研修姫

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

路での研修を開催した。

【目的に対する成果等】

前記1のと通りの研修を計画するとともに、オンライン研修により全支部会員が参加する研修を複数回計画できた。

但馬、淡路での合同研修、姫路での研修により地域間格差の是正、機会均等を図った。

また、各アンケートを参考にして研修の改善、企画立案に活用し、品質向上を図った。

【目的】 会員の品位保持及び業務改善の重要なツールとして会員に中央研修所の認識の促進を図る。

3 兵庫県行政書士会の研修に加え、日本行政書士会連合会の中央研修所の会員の利用促進

- (1) 会員の利用促進
- (2) 本会研修の活用
- (3) 会員の活用状況の調査

【執行状況】

日行連中央研修所から提供されているオンデマンドシステムを使用して、兵庫県行政書士会の会員証更新のために受講しなければならない倫理会則義務研修を常時視聴できるようにし、より視聴しやすいように項目ごとにチャプターを設けた。

広報誌に中央研修所研修サイトのご案内を掲載し、利用促進を図った。

【目的に対する成果等】

446名の会員が倫理会則義務研修を視聴しており、会員の品位保持、業務改善に効果があった。

これを奇貨として業務研修の視聴数も増加していることから中央研修サイトの会員の利用促進が図れた。

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

※枠内 左上数値：研修室参加者数 右上数値：オンライン参加者数 下数値：合計参加人数

研修名	実施日	神戸	阪神	摂丹	明石	加古川	東播	姫路	西播	但馬	淡路	不明	合計	増減
営業許可	6月5日	5 9	5 7	1 3	4 2	0 2	0 1	0 1	0 0	0 0	1 3	0 0	16 28	14% ▲40%
薬機法①		14	12	4	6	2	1	1	0	0	4	0	44	▲28%
権利擁護	7月10日	3 14	3 12	0 1	1 1	1 0	0 1	0 2	0 0	0 0	0 1	0 4	8 36	33% 50%
LGBTQサポート業務		17	15	1	2	1	1	2	0	0	1	4	44	47%
企業経営	7月17日	13 37	6 21	0 3	5 4	1 4	0 2	2 10	0 1	0 4	0 2	0 16	27 104	125% 70%
チャットGPT		50	27	3	9	5	2	12	1	4	2	16	131	79%
環境・リサ	8月20日	7 11	3 10	1 0	2 3	1 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 2	0 2	14 31	180% 35%
産廃関係		18	13	1	5	2	1	1	0	0	2	2	45	61%
国際	9月20日	20 0	16 0	2 0	4 0	1 0	1 0	4 0	0 0	0 0	0 0	0 0	48 0	336%
事例紹介等		20	16	2	4	1	1	4	0	0	0	0	48	▲26%
建設	8月28日	3 23	8 24	0 2	1 2	2 8	0 1	0 7	0 3	0 2	0 2	0 8	14 82	0% 19%
電子申請		26	32	2	3	10	1	7	3	2	2	8	96	16%
環境・リサ	9月20日	7 16	3 7	0 1	1 3	0 1	0 0	0 3	0 0	0 1	0 2	0 2	11 36	▲8% 33%
エコアクション21		23	10	1	4	1	0	3	0	1	2	2	47	21%
相談員研修	9月30日	8 6	1 13	1 1	6 3	0 1	0 0	0 1	0 0	1 0	0 2	0 1	17 28	▲69%
特殊詐欺講習		14	14	2	9	1	0	1	0	1	2	1	45	▲17%
環境・リサ	10月3日	5 25	7 21	1 2	1 4	0 5	0 4	0 10	0 2	0 3	0 2	0 5	14 83	27% 159%
経審・建設業許可基礎		30	28	3	5	5	4	10	2	3	2	5	97	126%
相続・契約	10月10日	17 23	9 30	2 3	4 4	1 4	0 3	0 10	0 4	0 4	1 4	0 10	34 99	42% ▲1%
相続業務基礎		40	39	5	8	5	3	10	4	4	5	10	133	7%
営業許可	10月17日	2 9	2 9	0 2	2 5	0 1	0 1	1 2	0 0	0 1	0 1	0 2	7 33	▲70% 725%
薬機法②		11	11	2	7	1	1	3	0	1	1	2	40	48%
環境・リサ	10月22日	6 12	2 6	1 0	1 4	1 0	0 2	1 3	0 0	0 0	0 1	0 3	12 31	140% 35%
建設発生土		18	8	1	5	1	2	4	0	0	1	3	43	54%
相続・契約	10月25日	20 25	7 29	0 2	6 8	0 1	0 2	0 6	0 2	0 1	0 2	0 2	33 80	▲3% ▲23%
遺言・後見		45	36	2	14	1	2	6	2	1	2	2	113	▲18%
相続・契約	11月8日	16 20	4 17	1 0	3 5	1 3	0 3	1 5	0 1	0 1	0 2	0 3	26 60	136% 46%
後見業務、財産管理		36	21	1	8	4	3	6	1	1	2	3	86	65%
建設	11月20日	2 11	4 12	1 0	2 3	0 4	0 1	0 6	0 1	0 1	0 2	0 4	9 45	29% ▲10%
事業承継		13	16	1	5	4	1	6	1	1	2	4	54	▲5%
建設	11月21日	2 0	1 0	20 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	20 0	0 0	0 0	43 0	291%
建設業実務研修		2	1	20	0	0	0	0	0	20	0	0	43	0%
その他	11月27日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	21 0	0 0	21 0	▲36%
お墓と法律・ビジネスマナー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	▲36%
その他	12月3日	8 28	2 28	1 1	3 10	0 2	0 2	1 9	0 2	0 2	0 2	0 8	15 94	25% 54%
生成AIと行政書士の共存		36	30	2	13	2	2	10	2	2	2	8	109	49%
福祉・医療	12月12日	10 18	3 20	0 1	2 2	1 3	0 1	1 6	0 0	1 0	0 1	0 3	18 55	100% ▲2%
障害者福祉サービスの指定		28	23	1	4	4	1	7	0	1	1	3	73	12%
その他	1月9日	10 10	3 20	1 0	2 6	1 5	0 3	0 6	0 0	0 1	0 4	0 6	17 61	89% 9%
お墓と法律・ビジネスマナー		20	23	1	8	6	3	6	0	1	4	6	78	20%
国際	1月20日	8 13	2 18	2 1	2 4	1 3	1 2	0 7	0 1	0 0	0 2	0 4	16 55	▲20% ▲24%
オンライン申請		21	20	3	6	4	3	7	1	0	2	4	71	▲23%
農業・土地	1月22日	16 0	15 0	1 0	1 0	1 0	1 0	2 0	2 0	2 0	0 0	0 0	41 0	52%
相続土地国庫帰属制度		16	15	1	1	1	1	2	2	2	0	0	41	▲63%
企業経営	2月13日	3 14	3 14	2 0	1 2	0 2	0 0	0 2	0 1	0 1	0 1	0 1	9 38	▲55% ▲46%
フリーランス法		17	17	2	3	2	0	2	1	1	1	1	47	▲48%
その他	2月20日	6 5	5 4	1 0	4 0	2 0	2 0	0 1	0 0	0 1	1 4	0 0	21 15	
被災者支援		11	9	1	4	2	2	1	0	1	5	0	36	
運輸	3月5日	7 0	7 0	1 0	2 0	5 0	0 0	12 0	0 0	1 0	1 0	0 0	36 0	13%
自動車関係		7	7	1	2	5	0	12	0	1	1	0	36	13%
農業・土地	3月19日	7 0	5 0	1 0	0 0	1 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	16 0	433%
マンション管理計画認定制度		7	5	1	0	1	0	2	0	0	0	0	16	▲48%
新入会員基礎研修	3月24日	7 0	8 0	1 0	1 0	2 0	1 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	22 0	▲4%
相続・会計・契約		7	8	1	1	2	1	2	0	0	0	0	22	▲49%
合計		218 329	134 322	42 23	61 75	23 50	6 30	29 98	2 18	25 23	25 42	0 84	565 1094	
各支部研修室参加率 ※2		40%	29%	65%	45%	32%	17%	23%	10%	52%	37%		34%	
各支部オンライン参加率 ※3		60%	71%	35%	55%	68%	83%	77%	90%	48%	63%		66%	
各支部研修参加率(OL) ※4		56%	70%	30%	38%	36%	41%	39%	16%	31%	86%		55%	
各支部研修参加率(研修室) ※5		37%	29%	55%	38%	17%	8%	12%	2%	34%	51%		28%	

※1 前年増減率は同じ研修又はカテゴリーに近い研修と比較しています。

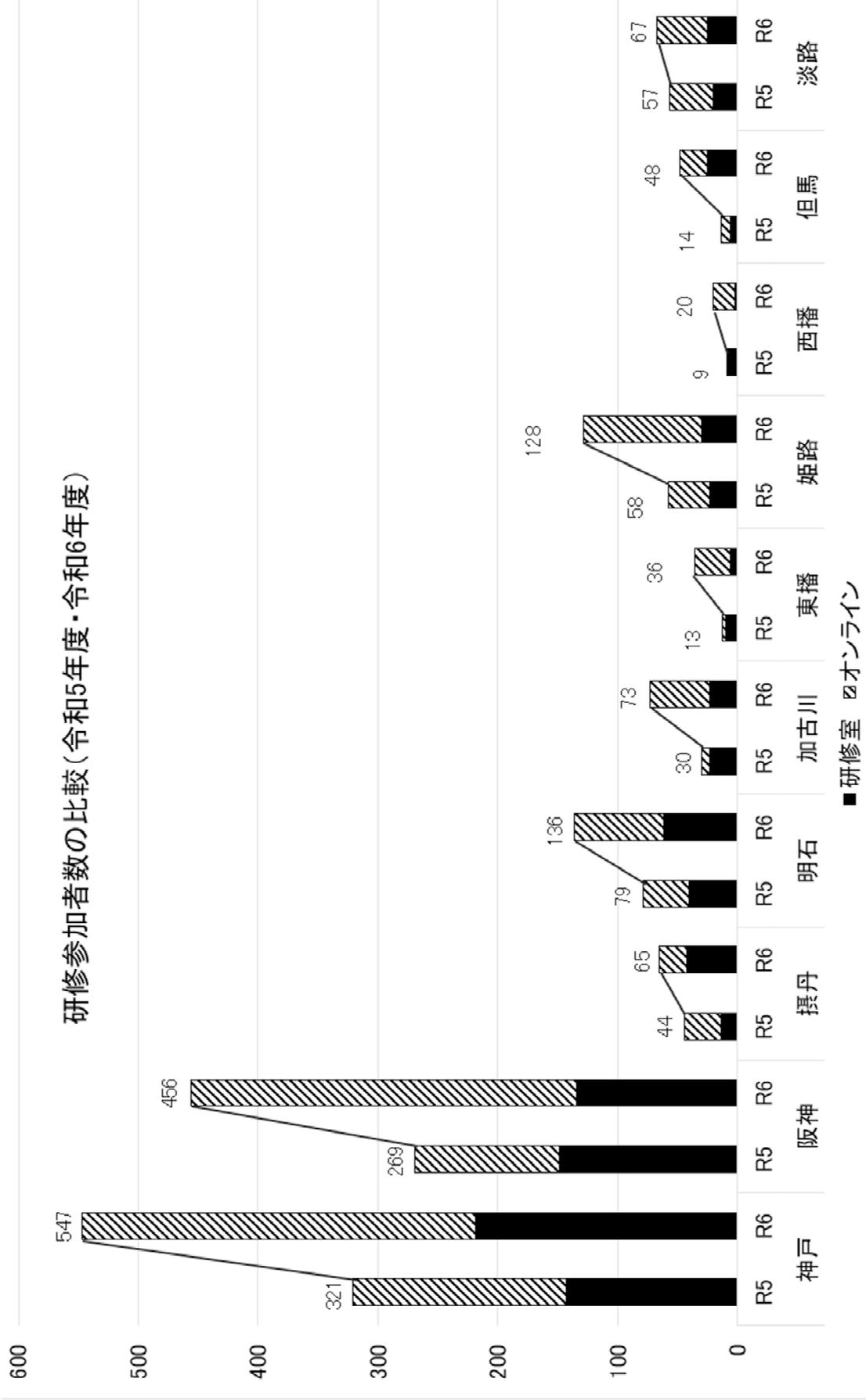
※2 各支部研修室参加率=各支部の研修室での参加者数÷各支部の研修参加者総数

※3 各支部オンライン参加率=各支部のオンラインでの参加者数÷各支部の研修参加者総数

※4 各支部研修参加率(OL)=各支部のオンラインでの総参加者数÷各支部会員数

※5 各支部研修参加率(研修室)=各支部の研修室での総参加者数÷各支部会員数

研修参加者数の比較(令和5年度・令和6年度)



令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【法規部】

【目的】 会則及び規則等制定改廃により整備を行い法令及び本会が定める規律を遵守する。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
1 会則及び規則等の調査、研究及び整備	<p>【執行状況】 常任理事会及び専務理事の制度等に関する会則改正が承認及び施行され、これらを導入するに当たり、更なる兵庫県行政書士会会則改正案を作成するとともに、各規則の改正等の要否を検討し、下記の規則等を改正又は制定した。</p> <ul style="list-style-type: none">・役員手当支給規則（新設）・会議規則・会費滞納者の処分の手続及び公表に関する要綱 <p>また、個人情報保護法及び日行連個人情報保護規則の改正に伴い、下記の規制を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護規則 <p>その他、下記の規則を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務組織規則・事務分掌規則・旅費等規則 <p>【目的に対する成果等】 所要の改正・制定を実施することで、機関設計等に関する会則改正や法改正に対する整備を行った。</p>

【目的】 行政書士業務範囲の明確化及び他士業との業際等を調査研究し、逸脱事案の抑制に努める。

2 行政書士関係諸法規の調査及び研究	<p>【執行状況】 行政機関からの水道法に関する問い合わせ案件 総務省通知における財産管理業務の解釈 不動産の立退交渉に関する判例調査 行政機関からの成年後見に関する問い合わせ案件</p> <p>【目的に対する成果等】 行政書士業務範囲の明確化に関する判断は法令等の調査研究のほか、日行連の方針に従い処理を行うことで、逸脱事案の抑制に努めた。</p>
--------------------	---

【目的】 非行政書士による不正行為の排除に向けて官公署等と連携し、非行政書士行為を防ぐ対応を行い、行政書士制度の理解を促すことで適正な業務を確保するとともに、国民の利便性の向上に寄与する。

3 非行政書士に関する事項	<p>【執行状況】 ・例年通り各支部の協力のもと、建設・農地・産廃について監察活動を実施した。また、法規部として、日行連が令和6年度の重点項目として掲げた医療法人関係業務を所管する保健医療部 医務課を含めた県庁各部署を訪問するとともに、道路・運輸関係の監察も実施した。以上の結果を日行連へ報告した。この他、非行政書士による代理申請が多く行われている疑いのある行政機関2箇所にて再調査を実施し、改めて行政書士制度の啓発を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none">・非行政書士通報事案8件に対応した。 <p>【目的に対する成果等】 ・行政書士広報月間における監察活動は、充実した監察結果の収集を得られ、日行連へ報告することができた。 ・非行政書士通報事案に対しては、調査の上で個別に注意喚起し改善を求めることで、行政書士制度の理解を促した。</p>
---------------	---

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【目的】訴訟事案に対応し、自主的かつ円滑な協議により解決を図る。

4 訴訟に関する事項

【執行状況】

財務部から令和7年1月10日に訴訟の依頼を受けた会費滞納者7名に対し、令和6年度は7名を提訴したところ、会費滞納者7名のうち2名から会費を全額回収し、1名から会費の一部を回収した。

【目的に対する成果等】

会費滞納者への対応を強化できたとは言い難いが、提訴等を実施する体制を維持することができた。

【目的】会則・各部・委員会の規則等の制定・改廃の妥当性を検討することにより全規定の体系及び一体性を維持する。

5 その他、法規関係事項への対応

【執行状況】

下記6件のリーガルチェックを実施した。

- ・総務部災害復興等支援小委員会要綱
- ・測量技術講習会要綱 改正案
- ・暴力団等排除対策委員会 各様式
- ・研修・会議室使用規則 改正案
- ・会費の納入方法の指定並びに支部運営費の取扱いに関する要綱 改正案
- ・封印業務の受託に関する規則等 改正案

また、下記2件について意見を提出した。

- ・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）
- ・不動産の転貸借への該当性について

【目的に対する成果等】

各部の運営にかかわる事案につき適切な対応を旨として取り組み、十分な検討を加えることで、全規定の体系及び一体性を維持した。

【申請取次行政書士管理委員会】

【目的】行政書士及び届出済行政書士が地方出入国在留管理局長に対し申し出た届出の内容について、適正な審査を実施することにより、「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。

事業内容

執行状況および目的に対する成果等

1 届出審査

2 関係規則・要綱やマニュアル等の検討・整備

【執行状況】

申請取次行政書士管理委員会審査会を15回開催し、下記の通り、新規が68件、更新が92件、更新兼再交付2件の届け出を行った。

新規、更新とも、令和5年度よりもそれぞれ1件、7件増えた。

2024年4月	新規：10件、	更新：4件、	再交付：0件
5月	新規：4件、	更新：10件、	再交付：0件
6月	新規：3件、	更新：13件、	再交付：0件
7月	新規：0件、	更新：5件、	再交付：0件
8月	新規：12件、	更新：7件、	再交付：0件
8月追加分		更新：4件、	再交付：0件
9月	新規：4件、	更新：8件、	再交付：1件
10月	新規：8件、	更新：6件、	再交付：0件
11月	新規：6件、	更新：9件、	再交付：0件
12月	新規：1件、	更新：5件、	再交付：0件
2025年1月	新規：14件、	更新：8件、	再交付：0件
2月	新規：5件、	更新：6件、	再交付：0件
2月追加分		更新：0件、	再交付：1件
2月追加分		更新：1件、	再交付：0件
3月	新規：1件、	更新：6件、	再交付：0件

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	<p>【目的に対する成果等】 新規及び更新の届け出数は令和5年度と比較して、それぞれ増加しており、全体的な業務の量が増加しましたが全体として審査結果に不備はなく、増加した件数に対応することで、規則の適正かつ円滑な運用を図ることができた。</p>
<p>【目的】届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士に対する研修を実施することにより、申請取次制度の維持管理に寄与する。</p>	
3 申請取次届出済証明書交付時講習会 (月1回)の実施	<p>【執行状況】 届出済証明書を新規で取得及び更新するためには受講しなければならない申請取次届出済証明書交付時講習会を毎月1回実施した。 研修の実施方法としては、入管申請手続きに関するコンプライアンス研修を対面で13回実施し、延べ186名が受講した。</p> <p>【目的に対する成果等】 申請取次制度の維持管理に寄与することができた。</p>
<p>【目的】大阪出入国在留管理局神戸支局との連絡協議会を開催し、情報交換を行い、相互の関係構築・維持に努め「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。</p>	
4 大阪出入国在留管理局神戸支局との連絡協議会の開催	<p>【執行状況】 令和7年1月23日に大阪出入国在留管理局神戸支局にて実施した。兵庫県行政書士会からの質問に対して、入管職員より適切な回答があった。 また、兵庫県行政書士会におけるコンプライアンス研修に対する取り組みに関しても実際講習会で使用しているレジュメを入管職員に配布し、説明し兵庫県行政書士会の取り組みに関して理解頂いた。</p> <p>【目的に対する成果等】 連絡協議会を通じて、行政書士と入管職員の間で円滑な情報交換が行われ、双方の理解が深まり、規則の適正かつ円滑な運用を図ることができた。</p>
<p>【目的】各地方出入国在留管理局及び同局出張所へ届出者の名簿を提出することにより、「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。</p>	
5 各地方出入国在留管理局及び同局出張所への申請取次行政書士名簿の提出	<p>【執行状況】 広く名簿掲載希望者を募り、作成した名簿を大阪出入国在留管理局神戸支局及び同支局姫路出張所の2か所に置いた。</p> <p>【目的に対する成果等】 名簿の作成と提出により、規則の適正かつ円滑な運用を図ることができた。</p>
<p>【目的】大阪出入国在留管理局神戸支局審査部門統括審査官等を講師に招き研修会を実施するなど、申請取次制度の維持管理に寄与する。</p>	
6 その他、研修実施等、申請取次制度の維持管理に必要な事項	<p>【執行状況】 令和7年3月7日に本会研修室で行政書士申請取次事務研修会を実施した。</p> <p>【目的に対する成果等】 研修を通じて、参加した行政書士は申請取次制度の維持・運用に必要な知識を深め、申請取次制度の維持管理に寄与することができた。</p>
<h2>【行政書士ADRセンター兵庫】</h2>	
<p>【目的】 1.紛争を話し合いで解決するという選択肢のある社会を実現する。 2.紛争解決の分野で国民の信頼と支持を獲得する。 3. SDGs16の目標に資する。</p>	

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
<p>1 調停手続きの実施</p> <p>県民からの事前相談から手続開始までの流れを円滑に行えるよう態勢を整える。</p>	<p>【執行状況】</p> <p>相談案件は取扱分野に関するもの6件、その他が4件 合計10件 そのうち1件調停申込みがあった。</p> <p>【目的に対する成果】</p> <p>相談案件については適切な対応をすることができた。</p>
<p>【目的】 調停人養成研修を行い新規調停人候補者の確保を図る。</p>	
<p>2 調停人を養成するために必要な研修の実施</p> <p>取扱4分野ごとに候補者の員数が整うよう、現在の充足状況を測りながら、不足する研修を適宜実施する。 研修には、日行連中央研修所研修サイトの活用も図るなど負担軽減を考慮しながら計画的な研修を実施する。</p>	<p>【執行状況】</p> <p>1 法的能力に関する研修（法律研修）の実施</p> <p>(1) 実施日（受講期間） 令和6年7月25日（木）</p> <p>(2) 受講場所 本会研修室</p> <p>(3) 研修内容 ①ADR ②調停手続 ③特定和解 ④消滅時効の完成猶予 ⑤訴訟手続きの中止 ⑥調停の前置に関する特則 ⑦自転車事故に関する紛争事例 ⑧愛護動物に関する紛争事例</p> <p>(4) 受講者 21名（新規・更新合同／うち新規は17名）</p> <p>2 第1回調停技法研修の実施</p> <p>(1) 実施日（受講期間） 令和6年11月から令和6年12月まで全5回</p> <p>(2) 受講場所 本会研修室</p> <p>(3) 研修内容 調停技法の理論と技法について</p> <p>(4) 受講者 20名（新規・更新合同／うち新規は14名）</p> <p>3 第2回調停技法研修の実施</p> <p>(1) 実施日（受講期間） 令和7年2月から令和7年3月まで全5回</p> <p>(2) 受講場所 本会研修室</p> <p>(3) 研修内容 調停技法の理論と技法について</p> <p>(4) 受講者 14名（新規・更新合同／うち新規は8名）</p> <p>4 調停人候補者任命手続 任命手続き無し</p> <p>5 日行連主催 第1回模擬ODR「愛護動物に関する紛争」 ・令和6年10月18日（金） オンラインにて17名参加</p> <p>6 日行連主催 第2回模擬ODR「ODR特有の課題の共有と検討」 ・令和7年2月7日（金） オンラインにて7名参加</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>今期は新規任命無しだが、調停人候補者確保に向けた研修を継続できた。</p>
<p>【目的】 名簿登載調停人候補者の再任手続を適正かつ適切に行う。</p>	
<p>3 調停人の資質保持及び能力の向上を図るために必要な研修の実施</p> <p>より実践的な研修を継続して行うことでスキルの向上を目指すとともに員数の確保に努める。 研修には、日行連中央研修所研修サイトの活用</p>	<p>【執行状況】</p> <p>1 第1回調停技法研修の実施</p> <p>(1) 実施日（受講期間） 令和6年11月から令和6年12月まで全5回</p> <p>(2) 受講場所 本会研修室</p> <p>(3) 研修内容 調停技法の理論と技法について</p>

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>も図るなど負担軽減を考慮しながら計画的な研修を実施する。</p>	<p>(4) 受講者 20名(新規・更新合同/うち新規は14名)</p> <p>2 第2回調停技法研修の実施</p> <p>(1) 実施日(受講期間) 令和7年2月から令和7年3月まで全5回</p> <p>(2) 受講場所 本会研修室</p> <p>(3) 研修内容 調停技法の理論と技法について</p> <p>(4) 受講者 14名(新規・更新合同/うち新規は8名)</p> <p>3 調停人候補者再任命手続</p> <p>調停人候補者再任命無し</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>今期の調停技法研修により要件を満たした更新調停人候補者は無し。</p> <p>現在の調停人候補者は12名。</p>
<p>【目的】 関係法の改正に適切に対応し当センターの運営に反映させる。</p>	
<p>4 裁判外紛争解決制度に関する調査及び研究</p> <p>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)および当センター取扱分野に関する法律の改正の動向を注視する。</p>	<p>【執行状況】</p> <p>令和6年4月1日施行の改正ADR法に対応するため、それに伴う本会ADR諸規則の改正作業を実施、法務省への諸般の手続を進めている。</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>裁判外紛争解決手続の実効性やオンライン紛争解決による利便性の向上など、ADR法の改正が続く中、遅れることなく対応することができた。</p>
<p>【目的】 県民にとって利用しやすい手続きの流れを構築する。</p>	
<p>5 裁判外紛争解決団体等との連携及び協力</p> <p>相談受付事業者や機関との連携関係の具体化を図る。</p> <p>行政書士ADRセンターを運営する他会との意見交換を行う。</p>	<p>【執行状況】</p> <p>1 日行連主催令和6年度認証済課題検討協議会(令和7年2月21日)にオンラインで参加し模擬ODRの実施経過報告、ADR改正等につき意見交換した。</p> <p>2 近畿地方協議会ADR担当者会議(令和7年1月30日)にオンラインで参加し、各単位の現状報告、情報共有事案、ODRの推進等につき意見交換した。</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>各種機関との意見交換を行い、県民にとって利用しやすい手続きの流れの構築について検討することができた。</p>
<p>【目的】 センターの存在・目的の県民への浸透を図り、利用促進を図る。</p>	
<p>6 普及広報活動</p> <p>市民向けの積極的な広報活動を行うとともに各部、各支部及び会員の協力を得ながら制度の普及に努める。</p>	<p>【執行状況】</p> <p>認証取得済単位の会に対するPR助成措置として日行連からの助成金を役立てPR用の小物を作成し、本会のイベント等で市民に配布することにより広くADRの広報に役立てることとした。</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>法の日のイベント等でADR広報動画を流したり、グッズを配布したり、説明会を開催するなど、積極的な広報活動ができた。</p>
<p>【目的】 相互の交流の中での課題発掘及びその解決を図る。</p>	
<p>7 その他、ADRセンター事業関連事項への</p>	<p>【執行状況】</p>

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>対応</p> <p>法務省、日本行政書士会連合会、近畿地方協議会等が企画する取り組みに積極的に参加しADR事業の推進を図る。</p>	<p>認証団体としての質及び取扱量の充実をはかるためにできるだけ活発な意見交換ができるよう原則委員会は集会型で実施している。</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>多くの忌憚のない意見交換により建設的な会議を行うことができた。</p>
---	--

【封印管理委員会】

【目的】規則等に基づき本会の丁種会員と他の単位会の丁種会員との再々委託につき、適切な封印の取付けが行われるよう封印の払出し等の管理をする。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
<p>1 委員会及び封印集計 (丁種会員からの毎月提出される報告書の確認)</p>	<p>【封印の管理状況】</p> <p>神戸管轄、姫路管轄の各封印を保管、丁種会員への払出しを日常的に行う。各管轄の封印在庫を把握し、神戸運輸監理部、姫路自動車検査登録事務所から払出しを受ける。</p> <p>【執行状況】</p> <p>【丁種封印集計】</p> <p>毎月5日～10日までに丁種封印集計(神戸・姫路分)を行い、神戸運輸監理部、姫路自動車検査登録事務所へ報告</p> <p>令和6年 4月10日、5月8日、6月10日、7月11日、8月7日、9月9日、 10月9日、11月7日、12月9日</p> <p>令和7年 1月8日、2月7日、3月7日 計12回、毎月実施</p> <p>【名簿の調整及び管理】</p> <p>1. 丁種名簿の調製 2. 丁種名簿更新及び封印取扱者証の発行 令和7年2月</p> <p>【指導監督】</p> <p>毎月の封印集計において、丁種会員から提出された報告書をチェックし、記入方法、車台番号の確認方法、封印の管理など適正に行われているか確認し、適切でない会員に対し、適宜指導を行った。</p> <p>【措置・会員の聞き取り】</p> <p>措置通知 3件 会員の聞き取り 4件</p> <p>【目的に対する成果等】</p> <p>報告書の記入間違いを行った会員に対して口頭指導し、適切な記入がなされるようになった。これにより封印の払出し等の管理を実現できた。</p>

【目的】丁種会員名簿への登載を希望する行政書士に対して、基礎知識と高いコンプライアンス意識を持つよう働きかけて会員の資質向上を図る。

<p>2 丁種会員への研修及び情報提供並びに丁種会員になろうとする者に対する研修及び効果測定</p>	<p>【執行状況】</p> <p>・令和6年10月11日 丁種(事前)研修 本会研修室</p>
--	---

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

研修実施 受講者 33名
効果測定合格者 30名

- 令和6年11月7日 丁種(指定)研修
神戸市産業振興センター9F 901室
封印(指定)研修実施 受講者 73名
外部講師 近畿運輸局自動車技術安全部担当
- 令和6年12月9日 丁種(指定)研修
神戸市産業振興センター9F 901室
封印(指定)研修実施 受講者 33名
外部講師 近畿運輸局自動車技術安全部担当

【目的に対する成果等】

定期的な研修を行うことにより会員の資質向上を図ることができた。

【目的】

3 その他、丁種封印管理業務関連事項への対応

【執行状況】

- 封印業務の受託に関する特別措置規則 施行(令和6年6月25日)
- 神戸運輸監理部の封印取付け受託者準則及び委託に関する取扱細則改正に伴う本会の封印業務の受託に関する規則、自動車封印取扱要綱、封印管理委員会運営要綱の見直しを検討した。

【目的に対する成果等】

- 令和6年6月25日施行の特別規則については、甲種受託者の資格のみを保有していた会員への救済措置として規則制定を進め、迅速に対応できた。
- 本会の規則と要綱の見直しを検討し、改正案の取りまとめができた。施行については、次期へ引き継ぐこととした。

【暴力団等排除対策委員会】

【目的】当委員会事業の目的を達成するための具体的な仕組みを策定し、実地に行うための方針づくり。

事業内容

執行状況および目的に対する成果等

1 委員会事業の計画並びに立案に関すること。

【執行状況】

- 委員会を3回実施。そのうちの一回は、支部連絡員会議を含む。
- 県警暴対課及び暴追センター表敬訪問計画を立案した。
- 本会関係者を対象とした「不当要求防止責任者講習会」計画策定した

【目的に対する成果等】

- 令和5年度の実績報告を踏まえた今年度の事業計画の共有ができた。
- 5月15日 新任 県警 暴力団対策課長を訪問。
10月8日 新任 暴追センター 専務理事を訪問。
- 9月25日 第2回を実施(受講者59名)

【目的】会員に対する暴力団等排除の重要性についての理解を深め、暴力団等による不当・不法な要求を断固拒否する機運を醸成する。

2, 暴力団等排除に資する啓発及び広報の実施

【執行状況】

本会 HP 上に当委員会のページを追加し、組織概要、報告書等様式を HP に掲載した。

【目的に対する成果等】

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	本会が「暴力団排除宣言」団体であること及び「不当要求防止責任者講習」開催に向けて広報周知活動ができた。
【目的】暴力団等から不当な要求などを受けた場合の対応要領の助言を行い、相談者が違法行為への関与することを未然に防ぐ。	
3. 会員及び会員の業務に起因する暴力団等排除に資する相談受付に関する事。	【執行状況】 各支部に「支部連絡員」を1名任命し、相談窓口としている。 【目的に対する成果等】 委員宛に「不当要求」らしき相談案件があったが、具体的対応必要な事案には至らなかった。

【目的】暴力団等の実態や不当要求の手口を事前に知り、それらに対応する方法を熟知することにより、暴力団等からの不当要求行為等による被害を予防・防止する。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
4. 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター（以下「暴追センター」という。）が実施する「不当要求防止責任者講習」の受講促進に関する事。	【執行状況】 今年度は、9月25日（水）13:30～16:30に神戸市産業振興センター902号室に於いて開催した。 【目的に対する成果等】 会員59名が受講し、暴力団の現状・反社会的勢力による不当要求行為の実態・不当要求防止責任者の責務・不当要求対応要領などを学べた。 会員から「行政書士は積極的に受講するべき」との声があった。

【目的】関係機関団体等との連携強化を図り、本会及び会員による暴力団排除の機運を高め、不当要求行為等による被害（加害）を予防・防止する。

5. 暴力団等排除に資するための各支部との連携、調整及び意見交換に関する事。 6. 関係機関への暴力団等排除に資する情報提供に関する事 7. 関係機関その他、暴力団等による不当な行為の防止を目的とする団体との連携、調整及び意見交換並びにそれら団体との施策等の対応に関する事。 8. 暴力団等排除体制及び関係法令の調査研究に関する事 9. その他暴力団等排除対策事業関連事項への対応	【執行状況】 6月17日（月）当委員会委員長が「不当要求防止責任者講習」を受講し、本会の「不当要求防止責任者」となった。 5月22日（水）「第5回賛助会員セミナー」に田中委員が、10月22日（火）「暴力団追放兵庫県民大会」（いずれも暴追センター主催）に田中・中嶋委員が出席した。 【目的に対する成果等】 ○暴力団追放3ない運動プラスワン 暴力団を利用しない！・暴力団を恐れない！・暴力団に金を出さない！ 暴力団と交際しない！ ○暴力団による不当要求は断固拒絶する ○警察及び暴追兵庫県民センターほか関係機関と連携協力体制の確立 以上の認識を新たに、関係機関との関係確立ができた。
--	--

【規制改革等提言委員会】

【目的】当委員会事業の目的を達成するための具体的な仕組みを策定し、実地を行うための方針づくり。

事業内容	執行状況および目的に対する成果等
1. 委員会事業の計画並びに立案に関する事。	【執行状況】 委員会を7回実施。今年度から開始の事業につき、前年度の規制改革等提案機関設計検討特別委員会で検討された結果を受け、規制改革等提言委員会規則及び規制改革等提言委員会業務実施要綱に基づき委員会を開催した。 【目的に対する成果等】 ・今期の規則改革等提言委員会規則第2条の委員は、業務部専門部会を中心に合理的に構成し、幅広く専門分野につき提案検討ができた。 ・意見提出は時間的制約があるため、グループウェアでの決裁、情報共有を図ることができた。また、加工が可能なファイル形式で提出し、委員への閲覧、確認を業務化することになった。

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	<ul style="list-style-type: none">意見提出の日当は他部署も参考にし、自らが提案を調査研究した上で執筆し、採択された後も結果の調査報告まで完結させる業務対価として8千円/件と決定し支弁した。
【目的】 兵庫県内の各自治体からの提案募集要領について、定期的に調査し、情報を収集する。	
2. 提案募集のある自治体等の調査に関すること。	【執行状況】 兵庫県規制改革推進会議への意見提出：18件 行政書士がやり易くなる目線ではなく、国民・事業者目線で募集要項に基づく提案であるか検討し、以下の提案項目について意見提出を行った。 <ul style="list-style-type: none">障害者総合支援法の設備基準及びそれに関する県の手引き関係障害者総合支援法による指定申請に係る神戸市の運用障害福祉サービスのサービス管理責任者の要件農地法43条の要件に関する県内の運用薬局等構造設備規則及び資料関係行政書士証票や補助者証の提示義務宅建業申請届出の手続き運用建設業決算変更届、経営規模等評価申請、入札参加資格審査申請の手続き運用建設業経営規模等評価申請での電子車検証の見直し建設業及び宅建業の代理電子申請の委任方法の見直し太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方 【目的に対する成果等】 兵庫県の手続きに関して調査を実施し、多数の提言を行うことができた。
【目的】 取り組むべきテーマを決定後、各担当委員が提案書を執筆し、提出までを本委員会が主体的に行う。	
3. 行政への提案書の作成、提出に関すること。	【執行状況】 パブリックコメントへの意見提出：3件 委員各自の専門領域において募集要項に基づき調査、研究を行い、以下の提案項目について意見提出を行った。 <ul style="list-style-type: none">酒類の地理的表示として伊丹（清酒）を指定する案公証人手数料令の一部を改正する政令案個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案 【目的に対する成果等】 テーマを定め、期限内に提出することができた。
【目的】 神戸市、行政評価事務所等、先方より直接の依頼事項にも対応する。	
4. その他の関連事項への対応	【執行状況】 兵庫行政評価事務所への意見提出：3件 年度に一度の行政懇談会は2025年2月13日に開催、テーマについて専門領域の委員が検討し会長に意見を提出した。 【目的に対する成果等】 意見提出に際しては、受付期間の有無によって対応要領が異なり、普段からの情報収集の必要がある。神戸市に対しては目的2.で対応できた。